

2018年定期総会（10周年記念）特集 一個々の尊厳を守るためにー

2007 年度設立の Ed.ベンチャーは 10 周年を迎え、記念誌も作成されました。社会状況は立ち上げた頃より一層悪くなっているような気がします。それでも、「個々人の尊厳を守るために」声をあげ続けなければならない、そのように感じる総会となりました。

会長挨拶：今年、新聞やニュースで、英国が孤独の問題解決に向け「孤独担当相」を新設したことを知りました。私たちは、孤独の問題解決にどう向き合うのでしょうか。

1900 年、英国に留学した夏目漱石は、ロンドン滞在経験から、「文明はあらゆる手段を尽くして個性を発達せしめたる後、あらゆる限りの方法によって、この個性を踏みつけようとする」と予言し、現代は文明が、子どもの文化を破壊する側面を露わにしています。英国から帰国した漱石は、個性の発達したのち、独立と自由がもたらされた近代人の、その代償としての孤独を見つめ続けました。個となった人間の深い孤独の正体を、小説という形で切り開いて見せてくれました。

一方、第二次世界大戦中に出版された「自由からの逃走」の著者フロムは、「従来の束縛から解放してきた自由の原理は、人間に孤独感と無力感を与える否定的な側面とが絡み合っている」とし、古いしきたりから解放され、自由と独立を手に入れた近代人が、その自由を手放し、全体主義を受け入れ、戦争にまで荷担してしまう人間社会の孤立と孤独の心層を分析しています。

現代の日本は、構造的に生み出される格差によって、孤立が内在された社会と言えるでしょう。市場に任せた自由経済といわれるように、経済追求の自由が、公共の福祉に反していると思える社会です。無関心でいると手放してしまう、「貧困から守る個人の尊厳」「戦争から守る人間の尊厳」、守らなければいけないものに目を凝らし、見守り続けましょう。

生きる喜びに価値を見いだせる社会を目指しましょう。

〈浅沼 蓉子〉



教育講演会 青井未帆先生（学習院大学 教授）

ー（この時代のわたしたちの）未来への責任…憲法論議の先に見えるものー

改憲議論が進む中、その議論に呑み込まれる前に、今一度、「個々人の尊厳を守る」立ち位置で「憲法」への理解を深めることを目的とした教育講演会でした。ここでは、講演記録をもとに抄録をお届けしたいと思います。

「私の問題ではありません」ということ

私たちには、ある意味で軍隊に否定的な風土があるかと思いますが、普通の立憲主義の国家にとって、軍隊は当たり前だし、むしろ、軍隊の権力をどうするかという観点から立憲主義が生まれました。この点、わが国の近代の始まりは、全然違いました。

明治維新を起こしたといいますが、大政奉還をして明治が始まったという段階で、天皇は兵隊を持っていたのでしょうか。兵力を持っていたのでしょうか。持っていませんでした。実は、兵力を持つことなく、大政奉還、明治維新の出発がありました。

「わがこととして、国家のために戦うために何ができるのか」という国民をつくらなくてはいけない。何もなければ、危なくなったら逃げたいというような国民を、植民地化されないために、独立を維持するためにはどうまとめていけばいいのか。そもそもわが国の教育制度を作るにあたって、このような問題関心があったということであらためて見たいと思います。

私たちが、今、教育を考えるにあたっては、今の流れの源流を見る必要があります。

（軍部が）、どこかで線を越えたというか、政府がコントロールして、合理的に扱えるような範囲を超えてし

まいったところに、日本国憲法の前提である敗戦があるのでしょうか。軍の統制に失敗してしまったのが出発点であると、ここを確認したいと思います。

本当はまじめに議論しないといけない話

「政治」と「国民」と書きましたが、温度差があるというのがここで確認したいことです。ものすごい勢いで改憲機運を盛り上げようとしているように思いませんか。ここ数年でアクセルが踏まれたなという気がします。

でも、国民の間では、それほどかけ声に乗っているようには見えません。

私が思うに、この事態は、本当はまじめに議論しないといけない話です。

少なくとも、明治憲法を作る、日本国憲法を作るときには、もっとまじめな議論をしていました。

何が行われているかの個別の批判ということではなく、その姿勢に注目するならば、どういう立場の人であっても、未来に対して、「これはまずい」と言うべきではないかと。

明治憲法を作る、日本国憲法を作る、そのときに費やされたエネルギーのことを思い起こしたいと思う。国をどのようなかたちにしたいのか、自分たちの子どもとか孫に、どのような国に住んでもらいたいのかというような、中・長期的な展望に立って作るものです。

憲法の構成

絶対に侵すことはできない人権と、統治の機構であっても侵すことのできない人権を掲げて、権力を分割する、ここが立憲主義的な憲法（日本国憲法）の特徴です。

憲法の構造を大きく分けると、二つに分けられます。一つは人権、もう一つは統治ということです。憲法の目的は人権です。人権のために統治機構があると。立法府について、行政府について、司法府について、あるいは財政について、地方自治について、何のために書いているかといえば、人権がよりよく保障されるためです。人権がよりよく保障されるために権力を分流させています。

全ての価値の源泉は個人にあるのです。

憲法と法律 そして内閣法制局

では、日本国憲法ができたからといって、人権が保障されるようになるのでしょうか。

日本国憲法が作り出しているのは、どこかで最低ラインを守ること。そして、その最低ラインを守るポイントは、法律がきちんと作られることです。

内閣法制局は、非常に権威のある役所です。内閣を支える専門の法律部門です。明治以来、日本の近代国家を進めるにあたり、中心となってきたのは、内閣法制局もその一つだったのでしょう。法律そのものだけではなくて、「これだったら大丈夫だろう」という相場観を持って、かなり厳しい、鬼のような審査をするので、内閣法制局長官が太鼓判を押すとなると、めったに違憲にならないと自分たちも自負があります。

しかし、元最高裁判事の濱田（邦夫）さんが、ある所で、「今は亡き内閣法制局」という言い方をして注目されました。集团的自衛権などをターニングポイントとして、現在の内閣法制局は「今は亡き」という言葉を元最高裁判事が使ってしまうような状況にある。

日本国憲法は一言一句変わっていませんが、社会の安定のさせ方、法的安定性を保つ方法は、この間、がらっと変わってしまったことをここで直視したいと思います。

国連憲章

国連憲章は戦争を禁止することを超えて、原則として武力行使を禁止しています。だから、自衛のためなら戦争をしていいとは今の国際法は言いません。戦争は駄目です。

昔ながらの伝統的な軍隊は、国連憲章のもとでは本当にあり得ません。係る意味で言うと、自衛隊は国連憲章、その実行としての「日本国憲法第9条」のもとで、私たちがどうするかという一つのかたちだったのではないかと思います。

憲法が統制できていない、及ばないところは大きいです。

最後に、私たちは、未来に向けて日本をどういう国にしたいのかという骨太の議論があまりにも少なくなっていることに危機感を抱かざるを得ません。



【理事のつぶやき】修了式も無事に終わり、新年度の人事を伝えられ「またか…」と肩の力が抜けた。支援級担任が臨時的任用職員と再任用職員の2人体制で、正規職員が居ないからだ。急激な変化への対応力が低いことの多い支援級在籍の生徒と長期的な計画を持って教育活動に臨めない教師…。教職員の雇用形態の変化や教員の年齢構成のかたよりが根底にあるのだろうか。この心のもやもやを語り合える職場環境をつくっていききたい。(MH)